

3 手帳 てちょう

(1) 身体障害者手帳

問 社会福祉課 障がい福祉係 内線311

身体障害者手帳は、身体に障がいのある方が、さまざまな障がい福祉サービスを利用するために必要な手帳です。障がいの程度によって1級から6級までに区分されます。また、交付を受けた後、障がい程度が変化した場合には再認定を受けることができます。



◆適用する障がい

障がい名	等級
視覚障がい	1～6
聴覚障がい	2・3・4・6
平衡機能障がい	3・5
音声、言語そしゃく機能障がい	3・4
肢体不自由	1～6
内部障がい	1～4

●内部障がいは、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、膀胱、直腸、小腸又は免疫の機能障がい

必要書類等

印鑑	
身体障害者手帳交付申請書	
指定医（身障法第15条）による身体障害者診断書・意見書（障がい別）	
写真1枚（縦4cm×横3cm、脱帽・上半身、1年以内撮影のもの）	
身体障害者手帳（等級変更・障がい追加・破損等の場合）	

◎身体障害者手帳Q&A

- Q 診断書は、何ヶ月まで有効ですか？
- A 作成日より申請日までが6ヵ月以内のものに限ります。また、県内で指定された医師が記入したものであることが必要です。さらに、他県で指定された医師がその県域内で記入したものでも認められます。しかし、指定医師でない医師が記入した場合や、他県で指定された医師が神奈川県内の病院で記入した場合については認められません。
- Q 18歳未満で身体障害者手帳を申請する場合、必ず保護者の申請が必要ですか？
- A 15歳未満は保護者が申請し、15歳以上は、本人申請でも可能です。
- Q 写真はデジタルカメラの撮影のもので可能ですか？
- A まず、本人であることが明確にわかるものであることが必要です。画素が荒い不鮮明な写真、本人以外の人物が写っている写真は使用できません。

りょういくてちょう
(2) 療育手帳

問 社会福祉課 障がい福祉係 内線312

知的な障がいのある方が療育・援護を受け、さまざまなサービスを利用するために必要な手帳です。なお、申請者は、本人または保護者、成年後見人等です。

ていど 程度	はんてい 判定の基準
さいじゅうど 最重度A1	IQ がおおむね 20 以下の方。 IQ がおおむね 21 以上 35 以下で身体障害者手帳 1～3 級の手帳をお持ちの方。
じゅうど 重度A2	IQ がおおむね 21 以上 35 以下の方で、A1 に該当しない方。 IQ がおおむね 36 以上 50 以下で身体障害者手帳 1～3 級の方。
ちゅうど 中度B1	IQ がおおむね 36 以上 50 以下で、A2 に該当しない方。
けいど 軽度B2	IQ がおおむね 51 以上の方。 IQ が境界線であって、かつ自閉症の診断書があり、県内の児童相談所または県立総合療育相談センターの長が認めた方。

ひつようしょるいとう 必要書類等	
いんかん 印鑑	りょういくてちょうこうふ さいこうふ さいはんていしんせいしょ 療育手帳交付（再交付）・再判定申請書
たはんてい ひつよう しょるい その他判定に必要な書類	りょういくてちょう はそんなど さいこうふ ばあい 療育手帳（破損等で再交付の場合）
しゃしん たい たい 写真1枚（縦4 cm×横3 cm、脱帽・上半身、1年以内撮影のもの）	

◆再判定について

知能（社会生活能力を含む）程度は、年齢や障がい状態に応じて変動する場合があります。そのため、一定の期間が経過した後で再確認が必要です。再判定の時期については、児童相談所では概ね2年後、総合療育相談センターでは、概ね5年後としています。

◎ 療育手帳 Q & A

Q 転入の際、県外の手帳を継続して使用したいのですが？

A 県外の手帳の継続を希望される場合は、記載事項変更届及び手帳の写しを提出してください。

Q 転入と同時に他県の手帳から神奈川県の手帳に切り替えたいのですが？

A 神奈川県の手帳の判定機関での判定が必要です。その際、前住地の手帳の判定資料を活用してもらいたい場合は、申出書が必要です。

Q 再判定の時期が過ぎた手帳は無効となりますか？

A 無効となりますので忘れずに手続きしてください。なお、再判定で非該当にならない場合は、同じ手帳番号で再交付されます。

Q 施設入所等で保護者と居住地が違う場合どちらに申請したらいいのですか？

A 入所前に住んでいた市町村で手続きを行ってください。



(3) その他

問 社会福祉課 障がい福祉係 内線312

既に身体障害者手帳及び療育手帳をお持ちの方で、次の場合には異動等の手続きを行なってください。

異 動 事 由
住所、氏名が変わったとき。
手帳を失くしたり、汚したりして使用できなくなったとき。
写真が古くなり写真の交換が必要なとき。
障がいの程度が変化したときや、新たに障がい加わったとき。
手帳が不要になったとき。(死亡など)
再判定・再認定の必要な方。

(4) 精神障害者保健福祉手帳

問 保健センター 保健予防係 内線367

精神障がいのために日常生活又は社会生活上に制限があると認められた方で、手帳の交付を希望する方が対象です。

各種の支援策が講じられることを促進し、精神障がい者の自立と社会参加を図ることを目的としています。